

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和3年2月2日付け大福祉第3410号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が行った令和2年8月25日付け大福祉第1443号による不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、令和2年8月11日に、条例第5条に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容を「大阪市浪速区役所から令和元年11月29日付書類（回答書）から浪速地域活動協議会発足は平成25年2月21日とある 申請者H25、A氏 H26～B氏、承認者 浪速区長（区長承認の大阪市補助金支給有り）以上の事項から集会所（市営にしはま住宅内）使用について約定書等類似する書面がなければ成立しない 依ってこの約定書を請求申し上げます」と表示して公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は本件請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

## 記

市営にしはま住宅内の集会所については、平成21年から浪速地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に管理を委任しているところであって、浪速地域活動協議会（以下「地活協」という。）が集会所を使用するにあたっては本市と約定等を交わしていないことから、請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る公文書を保有していないため。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和2年9月2日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

不存在による非公開決定を取り消し、請求した公文書の公開を求める。

#### 2 審査請求の理由

福祉局からの依頼との理由により、約定書類等は実際に存在していると思われるため。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 市営にしはま住宅集会所の管理について

市営にしはま住宅は、全48戸中41戸が高齢者の世帯が地域社会の中で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の連携のもと、高齢者の利便性や安全性に配慮した設備・設計を行うとともに、当該住居に入居する高齢者等を支援する生活援助員を配置することで、適切な福祉サービスを受けることができるよう配慮したケア付き住宅である。

実施機関では、市営にしはま住宅建設当時、浪速地域は区内で唯一、老人憩の家や地域集会所がなかったことから、地域より市営にしはま住宅に整備される集会所(以下「本件集会所」という。)を浪速地域の地域交流拠点として活用したいと要望を受けていた。これを受け、平成16年11月に健康福祉局(現・福祉局)と住宅局(現・都市整備局)の間で本件集会所の使用に関する協定書を締結し、入居者だけでなく地域の高齢者を含む方が気軽に集える場所として利用できるよう、市営にしはま住宅建設時に本件集会所の整備も同時に行った。

実施機関においては、本件集会所を、一般的な市営住宅の集会所として利用するものではなく、地区社協をはじめとした浪速地域の関係団体が、高齢者福祉をはじめ様々な地域活動等の事業を実施する場所として使用できるよう、平成21年度より地区社協に対し、本件集会所の管理を委任しているところである。

管理を委任された地区社協においては、浪速地域の関係団体が本件集会所でいきいき百歳体操やふれあい喫茶、子育てサロン等の地域活動のために使用しており、実施機関においてもその使用状況を把握しているところである。

#### 2 本件決定の理由

##### (1) 本件請求の請求内容について

審査請求人は、地活協が本件集会所を使用するにあたり、実施機関と地活協が交

わしている約定等類似する書面があるものと考え、約定書の公開請求を行ったものである。

## (2) 対象文書を保有していないことについて

実施機関においては、上記1に記載のとおり、平成21年から本件集会所の管理を地区社協に委任し、地活協や地域の関係団体が本件集会所で、いきいき百歳体操やふれあい喫茶、子育てサロン等の地域活動を行うなど、地域の活動拠点として使用していることは把握しているものの、委任の範囲内において浪速地域の関係団体が使用する場合は、本市と約定する性質のものではないことから、実施機関として本件集会所の個別の使用について地活協との間において直接約定等を交わしていない。

以上により、本件請求に合致する公文書をそもそも作成又は取得していないことから、本件決定を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、地区社協は実体のない団体であるから管理を委任することはできないはずであり、地活協は浪速区長から承認を受けて多額の補助金を受け取っているのだから、地活協と大阪市との間に本件集会所使用に関する約定書等が存在するはずであると主張しているものと解される。本件集会所の管理運営とは別の事業で浪速区役所より地活協に対して補助金の支出が行われていることは事実であるが、本件集会所の管理はあくまで地区社協に委任しており、地活協には委任していない。よって、本件集会所使用に関し実施機関と地活協の間の約定書等の公文書は存在しない。

なお、実施機関では、本件集会所の管理を地区社協に委任した当時の書類は既に保存期間満了に伴い廃棄処分されており、約定書等の類似書類も現存していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

### 2 争点

審査請求人は、本件請求文書は存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否である。

### 3 本件請求文書の存否について

本件請求文書は、本件集会所使用に係る実施機関と地活協との約定書類等と解される。

当審査会において事務局に確認させたところ、本件集会所の使用に係る実施機関と

地区社協、地活協の関係は、次のとおりであった。

- ・ 地区社協は、社会福祉・保健・医療などの関係者及び浪速区の区域の各種団体が集まって構成されている民間の任意団体である。
- ・ 通常、市営住宅に設置された集会所は都市整備局が管理しているが、本件集会所は、平成 16 年 11 月に健康福祉局（現・福祉局）と住宅局（現・都市整備局）の間で使用に関する協定書を締結し、その管理を福祉局に任せ、福祉局は地区社協にその管理の委任を平成 21 年から継続している。
- ・ 福祉局が本件集会所の管理を地区社協に委任した当時の委任に関する書類については、文書名及び当該書類が保管されていた保管簿冊名のいずれも不明であるが、当該書類の内容から当該書類が編綴されていたと推測される簿冊は既に保存期間満了になり廃棄処分され、現存していないと考えられる。
- ・ 当該書類が編綴されていたと推測される簿冊には、当該簿冊に編綴されている文書の索引目次が添付されていたが、当該簿冊の廃棄に伴い、索引目次も廃棄されており、当該簿冊に当該書類が編綴されていたという確証は得られていない。
- ・ 実施機関から本件集会所の管理を委任された地区社協は、委任された事務（権限）の範囲内で地活協に使用させたものであることから、実施機関と地活協とは直接約定等を交わす関係にない。
- ・ 平成 16 年 11 月に健康福祉局と住宅局との間で締結した「市営にしはま住宅 1 号館集会所の使用に関する協定書」は存在するが、実施機関では、本件集会所の管理を委任している地区社協と地活協との間での本件集会所の利用にかかる約定書類等の存在は把握しておらず、地区社協から定期的な使用方法や内容、用途などの報告等も求めている。
- ・ 本件集会所はいきいき百歳体操やふれあい喫茶等の地域活動のために使用されており、実施機関においてもその使用状況は把握している。
- ・ 福祉局は都市整備局から本件集会所の管理に関する報告を求められていない。
- ・ 実施機関と地区社協、地活協の関係は以上のとおりであるから、地区社協に管理を委任している本件集会所での地活協の活動に実施機関は直接関与しておらず、審査請求人が求める実施機関と地活協との本件集会所利用に係る約定書類等は、存在しない。

実施機関の説明は以上のとおりであった。実施機関の説明を裏付ける証拠資料は十分ではないものの、当審査会としては、実施機関の主張を覆すに足る事由は認められなかったことから、本件請求文書は存在しないものと判断せざるを得ない。

なお、実施機関が地区社協に対して本件集会所の管理を委任した際の委任に関する書類が編綴されている簿冊については、大阪市公文書管理条例及び同施行規則によれば、委任関係終了日から当該文書の保存期間が満了するまで保管することが義務付けられているものであるから、当該書類が編綴されていたと推測される簿冊がすでに保存期間満了になり廃棄処分されたとする実施機関の説明は、大阪市公文書管理条例及び同施行規則に反している。また、実施機関が公的財産である本件集会所の管理を委任している地区社協から管理の状況について何ら報告を求めていることなどから、大阪市と地区社協との関係を示す公文書のみならず、地区社協による本件集会所の具

体的な管理の状況を示す公文書も存在しない状況になっている。大阪市行政について市民への説明責任を果たすためには公文書の適切な作成・保存が不可欠であり、以上のような状況は著しく不適切であると言わざるを得ないと付言しておく。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 玉田 裕子、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

令和2年度諮問受理第20号

年 月 日	経 過
令和3年2月2日	諮問書の受理
令和3年12月3日	実施機関からの意見書の收受
令和4年2月10日	調査審議
令和4年3月8日	調査審議
令和4年5月12日	調査審議
令和4年6月6日	調査審議
令和4年6月30日	答申